

町田市名誉市民条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年(2014年) 3 月 1 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市名誉市民条例の一部を改正する条例

町田市名誉市民条例（平成 9 年 6 月町田市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「として肖像画」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の町田市名誉市民条例の規定は、同日以後に顕彰する名誉市民について適用する。

町田市名誉市民条例新旧対照表

改正後	改正前
(顕彰) 第 4 条 名誉市民には、名誉市民の称号を証する証書及び記念品を贈るとともに、その事績について市の広報で公表し、顕彰するものとする。	(顕彰) 第 4 条 名誉市民には、名誉市民の称号を証する証書及び記念品<u>として肖像画</u>を贈るとともに、その事績について市の広報で公表し、顕彰するものとする。